

国立国会図書館職員等に対する個人送信資料の送信に関する内規

(令和四年三月二十九日国立国会図書館内規第三号)

改正 令和五年三月十日国立国会図書館内規第一号

(趣旨)

第一条 国立国会図書館(以下「館」という。)がその職員等に対して行う個人送信資料(国立国会図書館資料利用規則(令和四年国立国会図書館規則第一号)第六十六条第一項に規定する個人送信資料をいう。以下同じ。)の送信は、別に定めるものを除き、この内規の定めるところによる。

(送信を受けることができる者)

第二条 この内規により個人送信資料の送信を受けることができる職員等とは、国立国会図書館資料職員等貸出内規(昭和六十二年国立国会図書館内規第十号。次条において「貸出内規」という。)第二条に定める者であつて、別に定める事項(次項及び第三項において「利用規約」という。)に同意したものである。

2 館が利用規約を変更したときは、職員等に対し、個人送信資料の送信を受けるに当たつて、変更後の利用規約への同意を求めるものとする。

3 前項の変更後の利用規約に同意しなかつた職員等は、個人送信資料の送信を受けることができない。

(送信を受ける手続)

第三条 職員等は、館の電子情報処理組織を用いて、貸出内規第十条第一項の規定により交付された利用者登録証記載の利用者識別番号及び暗証番号を入力する方法により、個人送信資料の送信を受けることができる。

附則

この内規は、令和四年五月十九日から施行する。

附則 (令和五年三月十日国立国会図書館内規第一号)抄

(施行期日)

1 この内規は、令和五年四月一日から施行する。